

答申第 25 号

答 申

「復命書（平成 25 年 5 月 29 日）、核燃料税に係る総務省挨拶内容、総務省事前協議質問内容」部分公開決定案件

第 1 審査会の結論

平成 28 年 6 月 1 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定により非公開とした部分のうち、復命書（平成 25 年 5 月 29 日）の非公開とした部分については公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 28 年 4 月 26 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「法定外税「核燃料税」の更新に関して、平成 24 年 5 月 29 日と同年 8 月 9 日に総務省と打ち合わせた際の会議録、メモ書き、復命書などの文書一式」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、愛媛県が行った核燃料税の更新に係る総務省との協議に関する次の文書を特定し、平成 28 年 6 月 1 日付けで、条例第 7 条第 2 項第 3 号及び第 5 号の規定に該当するとして、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（本件処分の内容）

	公文書の件名	文書番号	決定内容	公開をしない部分	公開をしない理由
1	復命書（平成 25 年 5 月 29 日）	対象公文書 1	部分公開	用務・日時・場所の一部	条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。
2	核燃料税に係る総務省挨拶内容	対象公文書 2	部分公開	協議内容の一部	条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報であるため。
3	復命書（平成 25 年 8 月 9 日）		公開		
4	総務省事前協議質問内容	対象公文書 3	部分公開	協議内容の一部	条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当 法令又は他の条例の規

					<p>定により公にすることができない情報であるため。</p> <p>条例第7条第2項第5号に該当 地方税法（昭和25年法律第226号）上の地方税に関する調査に関して知り得た情報であること。また、核燃料税の検討過程にある情報であり、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p>
--	--	--	--	--	--

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成28年6月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「部分公開とした判断を改め、文書を全部公開するよう求める」というものである。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めた文書は、「愛媛県が直近の核燃料税の更新にあたり、総務省と打ち合わせをした際の会議録、復命書等の文書一式」である。愛媛県は復命書（平成25年5月29日の出張）の表紙で、この時の出張目的2つのうち、「総務省挨拶」についての情報のみを開示した。だが、もう1つの目的についても内容を開示すべきである。

総務省が審査請求人に対して開示した、平成25年5月29日付けの「打合せ概要」（総務省の資料では平成24年となっているが、内容から考えて平成25年であることが確実）によると、愛媛県は「核燃料税の課税期間が平成26年1月となっているため、今後の更新に向けてのスケジュール等の報告のために来省。（午後から核燃料税総会が予定されているため、それにあわせて来訪）」したと明記されている。つまり、この日の午後に東京都で予定されていた「核燃料税総会」に愛媛県の担当者が出席していたことは明らかである。なぜ非公開と判断したのか。

また、平成 25 年の 5 月 29 日及び 8 月 9 日の総務省との協議内容について、愛媛県は何か所かを黒塗りにして開示した。しかし、総務省は黒塗りなしで「打合せ概要」を公開している。なぜ愛媛県は黒塗りにしたのかを明らかにすべきである。また、もし黒塗り部分を公開した場合、具体的にどんな支障が出るのかを明らかにされたい。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成 26 年 1 月 16 日に施行された愛媛県核燃料税条例(平成 25 年愛媛県条例第 43 号)の更新に当たって、総務省担当者と愛媛県担当者が事務レベルで協議を行うため、平成 25 年 5 月 29 日と平成 25 年 8 月 9 日に総務省に出張した際の復命書及びその概要が記載されている文書である。

2 本件公文書の一部を非公開とした理由

本件公文書を部分公開としたのは、以下の理由により、非公開とした部分が条例第 7 条第 2 項第 3 号及び第 5 号に該当すると判断したためである。

(1) 条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当する情報

ア 対象公文書 1 の非公開とした部分

復命書の一部については、総務省との打合せの日と同日に開催した「核燃料税関係団体連絡協議会」という別団体に係る情報であり、本件公開請求の請求内容と関係のない情報であること、また、当該協議会における協議等については、核燃料税の適正な課税に係る調査の一環であるとの判断から、地方税法第 22 条に該当し、守秘義務違反となるおそれがあることから非公開とした。

しかしながら、後日、平成 28 年 6 月 13 日に当該部分についても、情報公開請求があったことから、当該組織の会員各位に意見を聞いたうえで公開している。

イ 対象公文書 2 の非公開とした部分及び対象公文書 3 の 2 枚目 2 段落目の非公開とした部分

当該部分については、核燃料税に関する調査によって知り得た、納税義務者の課税標準に関する情報であることから、地方税法第 22 条に該当し、守秘義務違反となることから非公開とした。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 3 号及び第 5 号に該当する情報

ア 対象公文書 3 の 2 枚目 3 段落目の非公開とした部分

当該部分は、核燃料税の税率等を算定するために納税義務者から提供された核燃料税に係る事務に関して知り得た情報であるうえ、協議途中の未成熟な情報であるため、情報を公開することにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせることから非公開とした。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当する情報

ア 対象公文書 3 の 1 枚目の非公開とした部分

当該情報については、核燃料税条例の改正に関する協議途中の未成熟な情報であるため、情報を公開することにより、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせることから非公開とした。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

審査請求に係る対象公文書は、愛媛県と総務省が行った核燃料税の更新に係る協議（以下「本件協議」という。）に関する対象公文書 1 から対象公文書 3 までの文書である。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 条例第 7 条第 2 項第 3 号の該当性について

本号は、法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報は、法令秘情報として公開しないと定めている。

また、地方税法第 22 条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処すると定めている。

地方税法第 22 条の規定は、秘密とされた情報について守秘義務を課す規定であるから、この守秘義務を課された情報は法令により公にすることができないという本号の要件に該当する。

なお、地方税法第 22 条に規定する秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうと解されている。

ア 対象公文書 1 について

対象公文書 1 は、愛媛県職員が本件協議及び核燃料税関係団体連絡協議会（以下「本件協議会」という。）総会に出席するため東京都へ出張した復命書である。

実施機関の説明によると、本件協議会は、核燃料税に関する諸問題

についての情報交換・調査研究等を行うことにより、核燃料税に係る事務の円滑な推進を図ることを目的として、核燃料税条例を制定している道県の税務主管課長で構成された協議会とのことである。

対象公文書1について、当審査会が見分したところ、非公開とした部分には、本件協議会総会の用務・日時・場所が記載されていることが認められるが、本件協議会総会の協議内容は記載されておらず、実質的に秘密となる情報とは認められないことから、条例第7条第2項第3号には該当せず、公開すべきである。

イ 対象公文書2及び対象公文書3について

対象公文書2及び対象公文書3は、本件協議の概要が記載されている文書である。

実施機関の説明によると、本件協議とは、県が法定外普通税を新設又は更新する場合は、地方税法第259条第1項の規定により総務大臣に協議し同意を得る必要があり、その協議に先立って総務省担当者と愛媛県担当者が事務レベルで行った協議とのことである。

対象公文書について、当審査会が見分したところ、対象公文書2の非公開とした部分及び対象公文書3の2枚目の非公開とした部分には、核燃料税に関する調査によって知り得た納税義務者の課税標準に関する情報や核燃料税の税率等を算定するために納税義務者から提供された情報が記載されていることが認められる。

したがって、これらの非公開とした部分は、一般に知られておらず、調査に基づいて知り得た情報であり、実質的に秘密となる情報であると認められることから、地方税法第22条に規定する秘密として、条例第7条第2項第3号の非公開情報に該当すると判断する。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議、検討又は協議に関する情報として公開しないと定めている。

ア 対象公文書3について

前述したとおり、対象公文書3は、本件協議の概要が記載されている文書である。

当審査会が見分したところ、対象公文書3の1枚目の非公開とした部分及び対象公文書3の2枚目3段落目の非公開とした部分には、核燃料税条例の更新にあたり、地方税法第259条第1項の規定により総務大臣に協議を行う以前の、総務省担当者と愛媛県担当者が事務レベルで行った核燃料税条例の改正に関する協議途中の未成熟な情報が記載されていることが認められる。

したがって、これらの非公開とした部分が公になることとなれば、協議途中の未成熟な情報による誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第7条第2項第5号の非公開情報に該当すると判断する。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

参考

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 28 年 9 月 5 日	諮問、実施機関から弁明書を受理
同年 9 月 7 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 10 月 25 日	審査会（第 1 回審議）
同年 11 月 29 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	